

## 一般財団法人なら建築住宅センター

## 現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務手数料

(1) 戸建住宅<sup>※1</sup>

(1戸当たりの手数料) 単位：円(消費税込)

適用基準		一般	評価書等 <sup>※2</sup> 活用
省エネルギー性	①一次エネルギー消費量等級4以上 または 断熱等性能等級4	24,000	5,000
耐久性・可変性	②劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上(共同住宅等については、一定の更新対策 <sup>※3</sup> が必	16,000	
耐震性	③耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上	26,000	
	④免震建築物		
バリアフリー性	⑤高齢者等配慮対策等級3以上	16,000	

※1 併用住宅は「戸建住宅」に含む。

長屋・重ね建て住宅等は「共同住宅等」に含む。

※2 「評価書等」とは、適用基準を満たすことを証する以下の書類をいう。

- ・センターが発行した設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、住宅性能
- ・長期優良住宅認定通知書
- ・住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書

※3 「一定の更新対策」とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁または柱カ

(2) 共同住宅等<sup>※4</sup>の手数料は、証明基準の種類及び延床面積等を勘案して、別途見積りとさせていただきます

※4 長屋・重ね建て住宅等は「共同住宅等」に含む。